○建築基準法施行令第百三十六条の二第二号の規定に基づく外壁の開口部の面積に関する基準

（昭和六十二年十一月十日）

（建設省告示第千九百三号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二第二号の規定に基づき、外壁の開口部（以下「開口部」という。）の面積に関する基準を次のように定める。

第一　張り間方向又はけた行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下「基準面」という。）のそれぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又はけた行方向の投影面積（以下「投影面積」という。）を当該開口部に面する令第百三十六条の二第一号に規定する隣地境界線等（以下「隣地境界線等」という。）又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次の表に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが一を超えないものであること。この場合において、常時閉鎖式防火戸である甲種防火戸若しくは乙種防火戸、その他の甲種防火戸若しくは乙種防火戸で令第百十二条第十四項第一号及び第三号に定める構造のもの又ははめごろし戸である乙種防火戸を設けた開口部以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の一・五倍であるものとみなす。

隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離（単位　メートル）	投影面積を除する数値（単位　平方メートル）
一以下	九
一を超え、二以下	十六
二を超え、三以下	二十五
三を超え、四以下	三十六
四を超え、五以下	四十九

第二　外壁面の基準面への張り間方向又はけた行方向の投影長さが十メートルを超える場合においては、第一の数値の合計は当該基準面の長さ十メートル以内ごとに区分された部分について算定する。この場合において、第一の表の数値に当該区分された部分の長さのメートルの数値を十で除した数値を乗じて得た数値を同表の数値とする。

第三　道路の幅員又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。以下同じ。）の外壁との水平距離（以下「道路の幅員等」という。）が六メートルを超える場合においては、第一の適用に当たつては、道路中心線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物との外壁間の中心線（以下「道路中心線等」という。）からの水平距離に道路の幅員等の二分の一を加えたもののメートルの数値から三を減じたものを道路中心線等

からの水平距離のメートルの数値とみなす。

附　則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。